

抵当権設定登記時の当公庫の住所が現在（那覇市おもろまち）と
異なっている抵当権の抹消手続きをされるお客様へ

抵当権の抹消登記の申請については、お客様ご自身でのお手続きとなります。

抹消手続きをされる際、公庫からお渡しする抵当権抹消証書及び委任状の他に、抵当権設定
登記時の当公庫住所から現在の住所まで^{たど}る証明が必要です。

- ① 昭和 49 年 11 月 30 日以前の住所 **那覇市久茂地三丁目 2 1 番地の 1**
 - ② 昭和 58 年 10 月 10 日以前の住所 **那覇市久茂地一丁目 9 番地 1**
 - ③ 昭和 58 年 10 月 11 日以後平成 12 年 5 月 7 日以前の住所 **那覇市久茂地一丁目 7 番 1 号**
- 抵当権設定登記時の当公庫住所によって証明の種類が異なりますので、下記をご参照いただき、お手続きください。

① 抵当権設定登記時の住所が【那覇市久茂地三丁目 2 1 番地の 1】の場合

※昭和 49 年 11 月 30 日以前の住所

公庫の閉鎖謄本*1（昭和 50 年 3 月 18 日閉鎖した謄本）

公庫の閉鎖謄本*1（昭和 59 年 10 月 4 日閉鎖した謄本）

または

公庫の閉鎖謄本*1（昭和 50 年 3 月 18 日閉鎖した謄本）

住居表示の変更証明書*2

② 抵当権設定登記時の住所が【那覇市久茂地一丁目 9 番地 1】の場合

※昭和 58 年 10 月 10 日以前の住所

<昭和 49 年 12 月 1 日付け本店の移転に伴う住所変更>

公庫の閉鎖謄本*1

または

住居表示の変更証明書*2

* 1 那覇地方法務局本局（TEL098-854-7950）で発行（有料）※窓口でご確認下さい。

* 2 那覇市役所技術総務課（市役所本庁舎 8 階 TEL098-943-0779）で発行（無料）

〔申請方法〕申請用紙に下記を記載。

「氏名、名称または施設の名称：沖縄振興開発金融公庫」

「住所の表示：（実施前）②の住所（実施後）③の住所」

「住居表示実施期日：昭和 58 年 10 月 11 日」

③ 抵当権設定登記時の住所が【那覇市久茂地一丁目 7 番 1 号】の場合

※昭和 58 年 10 月 11 日以後平成 12 年 5 月 7 日以前

<昭和 58 年 10 月 11 日付け住居表示の変更に伴う住所変更>

公庫の閉鎖謄本や住居表示の変更証明書の添付は必要ありません。